

## 環境問題が企業経営を変える

高多 理吉 Masayoshi Takata

福岡工業大学社会環境学部 教授  
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

### 進展する環境経営

環境経営の重要性が企業サイドで急速に認識されつつある。環境保全を企業経営に反映させる環境経営は、公害のような外部不経済をいかにして抑制するかという状況から、環境を配慮した商品そのものを「マーケット上で競争する」局面にシフトしている。

企業は90年代前半までは「製造プロセス」の分野で環境対策を立てることに力点をおいてきたが、90年代後半から「製品そのもの」が環境との関連を含めて評価を受ける時代に移行した。製造プロセスにおける環境対策(当然ながら現在も多くの努力がさかれているが)は企業が自分自身の創意・工夫で実現できるのに対し、製品そのものはいくら環境に配慮した自信作を

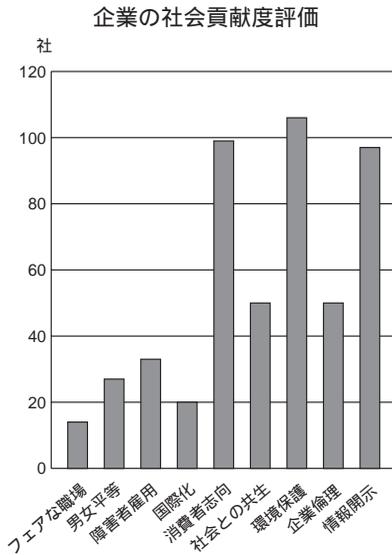
製造しても、いったんマーケット上での競争にさらされるや、製品が売れなければ負けである。環境だけではなくてコスト、デザイン、付加価値も含めた熾烈な競争にされされる。その意味で、企業は大変厳しい時代に突入した。

そうした状況のなかで、環境経営の進展具合はどうだろうか。ここに環境経営の進展を象徴する興味あるデータがある。朝日新聞文化財団「企業の社会貢献度調査」委員会による2002年の調査で、わが国の代表的企業180社を対象として、調査委員会が設定した項目別絶対評価がなされている。このうち80%以上の得点(5段階評価のA)を獲得した企業数をグラフにしたものが別掲図である。

9項目のうち、「環境保全」でAランクに達した企業数が105社(180社の58.3%)と最も高い数値を示し

ている。この方式を採用した 1998 年調査では環境保全の A ランクが 173 社中 51 社（全体の 29.5 %）に過ぎなかったことを考慮すると、わずか 4 年間で企業の環境への取り組みが急速に進展していることがうかがえる。

それでは、環境経営の進展を促した要因は何であろうか。



（資料）「有力企業の社会貢献度 2002」  
（朝日新聞文化財団）より作成

### 環境経営を大きく変えた要因

いわゆる外圧なしに企業がコストのかかる環境経営を自主的に実施するこ

とはきわめて困難である。国や社会が環境保全の理念をコンセンサスとして打ち出すか、もしくは環境規制を行政側が強化しない限り、企業が自発的に支払う環境コストを担保できないとすれば株主に対する説明責任を果たすことは難しい。

環境経営の急速な進展を促した背景には、環境経営を促す外的要因があったと考えるのが自然である。

リオデジャネイロ地球サミット（1992 年）以後、内外の環境にかかわる一連の基準・法規制の成立がみられ、環境面での行政インフラの整備が大きく進展した。

わが国では環境基本法（1993 年）、循環型社会形成推進基本法（2000 年）、グリーン購入法「国等による環境物品等の調達に関する法律」（2001 年）をはじめ、各種リサイクル法など環境関連法規制が矢継ぎ早に打ち出された。国際的には環境マネジメントに関する国際規格 ISO14001 が 1996 年に制定されるなど、企業経営を環境の面から抜本的に見直さざるを得ない状況が現出した。

これらの外的状況の変化が各企業の環境経営に大きな影響を及ぼしたことは明白である。一例をあげれば、環境

会計の導入に踏み切ったきっかけとして、もっとも大きな要因が環境省による「環境会計ガイドライン」(2000年、中間取りまとめは1999年)であると  
する企業が多い。(注1)

このような外部環境の変化に呼応して企業が変わりつつある動向と今後の課題について以下に若干触れてみたい。

### 環境経営変化の波及メカニズム

本年2月、九州のコンピュータ機器製造地場企業D社(従業員290名)のヒヤリングを行った際、同社の共同事業パートナー先であるソニー、キャノン両社から今後のビジネスの前提はISO14001取得であることを要請され、急速ISO14001を取得したとの説明を受けた。ひるがえって、ソニーのグリーン調達・購入に関する施策をみると、同社はビジネス・パートナーに環境マネジメントを要請する「グリーンパートナー制度」を2001年7月に発足させ、7月と11月に計8回、本社で取引先企業約700社を対象に説明会を開催している。同制度ではISO14001を取得したパートナーを5段階評価のレベルA」としているが、現在レベルAは全体の約40%となっている。(注2)

前述のD社はこれまで国際環境基準への関心は低かったが、急速ISO14001を取得したことによって、全社的な意識改革に取り組むようになり、ISO14001のための環境専任スタッフ8名を置くまでになったという。国内におけるISO14001の認証数が急速に高まっている背景には、環境意識の高い大企業だけでなく、グリーン調達・購入法の導入を契機として、大企業から中堅企業、さらには小企業へと取引ネットワークを通じてグリーンマネジメントが急速に波及していったメカニズムが見て取れる。

この波及のメカニズムは、セッターから部品メーカーへの段階的な経路をたどるものではなくて、製品に関係するあらゆる企業が同時並行的に環境経営の刷新を要求されるところに特色がある。

グローバル化の時代では、このメカニズムは国内だけにとどまらない。海外への波及が同時に進んで行かざるを得ない必然性を持っている。

急速に進む海外でのグリーン調達・購入

日本企業が中国をはじめとするアジア

アへの生産シフトを加速させている中で、ひとつの問題点は環境との関連である。つまり、自社がブランド・オーナーである輸入部品の増大に伴い、これら輸入部品を環境対策の面でどのように扱うかという課題である。

この問題意識のもとに電気機器メーカーの対応を調べてみると、中国をはじめ進出先でグリーン調達・購入を各社とも一斉にスタートさせていることが分かった。

各社は昨年国内の取引先企業に説明会を完了し、今年に入って進出先で本格的な調達説明会を実施している。態様は各社さまざまであるが、グループ全体で実施する企業もあれば、現地法人ごとに個別に実施しているところもある。

なぜ海外におけるグリーン調達・購入が電気機器メーカーの間でこのように急速に進展しているのだろうか。国内のグリーン購入法の影響だけでは説明が難しい。その背景をたどてみると、その背景にEU（欧州連合）の環境規制指令の動きがある。

すなわちWEEE&RoHSである。WEEEは電気・電子製品の廃棄物リサイクル指令であり、RoHSは電気・電子製品に使われる有害物質の使用規制に関する指令である。施行の見通し

は明確ではないが、指令が本年末に発行した場合、WEEEは2004年央、RoHSは2006年にスタートすることになると予想されている。（注3）

とくにRoHSは鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB（polybrominated biphenyls）、PBDE（polybrominated diphenyl ether）の6物質を特定有害物質として使用を禁止するものである。

2001年10月、ソニーのゲーム機器、プレイステーション（PS one）がオランダでストップされた。ゲーム機器の周辺機器の一部にオランダの許容するレベルを超えたカドミウムが含まれているとオランダ当局によって判定をされたからである。これを受けたソニーは同国法の解釈に疑義を留保しながらも、同国規制に適合した当該周辺機器を確保し、不適合品と交換の上、ゲーム機のヨーロッパ市場向け出荷を12月中旬より再開した。（注4）

EU指令に加え、ソニー・ゲーム機器のケースも電気機器メーカーの対応には少なからざる影響を与えたと思われる。

電気機器メーカー各社は鉛フリーはんだに踏み切る姿勢（表参照）を打ち出しているが、一般的な環境対応に加えEU規制を意識した対応と見てよいだろう。

わが国メーカーの輸入部品割合が増大したこと、海外生産の比重が増大したこと、EU の環境規制が強まる気配を見せていることを重ね合わせると、ひとつの構図が見えてくる。

すなわち、前述したように、国内のグリーン調達・購入を完了して、その次の段階として海外におけるグリーン

電機各社の鉛はんだ全廃目標

2002 年度末	松下電器産業
2003 年度末	日立製作所、東芝、富士通
2004 年度末	ソニー、三菱電機
2005 年度末	NEC (外部調達品を含む)

(出所) 日本経済新聞 2002 年 7 月 11 日朝刊

調達・購入を実施するというだけでは時間的に間に合わない。業務上、実務上の問題で、とりあえず国内を先行させ、少し遅れて海外を並行的にグリーン対応させているが、製品は国内部品も海外部品も一体化されていることから、原理的には国内・海外とも同時に環境対応を実施せざるを得ない。

#### 海外での環境経営が問われる

言葉を換えて言えば、環境対応が遅

れた地域であっても、いきなり最高レベルの環境水準を地場企業に課さなければならない状況が生まれているということである。

技術指導を含め、グリーン調達・購入をめぐる日系企業とローカルのビジネス・パートナーとの間の環境コミュニケーションを中心とする環境経営が、進出企業の成否を決める大きなファクターのひとつとなりつつあると見てよいだろう。

総じて途上国の環境法、環境規制はこれまで遅れていたがために、欧米先進国の最も厳しい基準を導入する傾向が見られる。問題は法規制に見合った行政組織、環境インフラが整っているかどうかである。

往々にして法を遵守しようとしても実質的に環境が整備されていないことから、進出日系企業が法と実態とのはざまの中で苦勞するケースが起きる。

例えば、ジェトロの『通商弘報』によると、タイで発生した有害産業廃棄物は 1999 年で 120 万トンに達したが、適正に処理されたのは 19 万トン(全体の 16%)に過ぎないとされている。この主たる要因は有害廃棄物処理施設が絶対的に不足していることである。加えて、具体的な処分方法や処理

基準が煩雑であり、実質的に規定どおりの処理が困難となっている。(注5)

ベトナムでも同様の問題がある。進出した日系企業は環境問題への意識が高いところが多く、ISO14001の認証をベトナムで最初に取得(1999年4月)したのは日系企業であるが、環境保全のためのインフラや行政システムの遅れから環境規制の実効性が保証されているとはいえない。事実、有害廃棄物処理施設の完成にはまだまだ時間がかかりそうで、廃棄物を工場のサイトに保管せざるを得ない状況が生まれている。(注6)

1980年代から90年代初めにかけて公害問題が争われた在マレーシア日系企業の「ARE 公害訴訟事件」をきっかけに、進出日系企業は厳格な環境規制に従うべきことを謳った経団連のガイドライン(1990年4月)が出されることにもなった。(注7)

このマレーシアでの教訓は今後いっそう生かされる必要があるように思われる。かつてのわが国のように環境保全よりも成長を優先せざるをえない途上国では、近い将来、環境問題が社会問題化し、また成長の隘路になることは間違いないだろう。そして、日系企業はじめ外資系企業を熱心に誘致して

きた途上国が、環境問題の深刻化で突如、外資系企業を槍玉に挙げる事態が起きることもあながち否定できない。

そのために日本企業は環境対策を必要コストとして強く認識するとともに、グリーン購入をはじめとする環境への対応を現地社会・メディアに活発に広報することが望まれる。

環境問題は国内だけにとどまらない。国際的な環境規制の流れ、企業進出先や輸入先の環境問題に関する動向など広い視野で見えていかざるをえなくなった。この意味でも環境問題は企業経営の変革をさらに加速させるファクターとなりつつあるのである。

(注1) 環境省『環境会計ガイドブック』平成13年3月、pp.131～216

(注2) 『ソニー社会環境報告書2002』pp.22～23

(注3) 日本機械輸出組合『Environment Update』Vol.4, No.1, pp.2～3

(注4) ソニー、ホームページ『Sony Environmental News』

(注5) 日本貿易振興会『通商弘報』2001年8月22日、p.10

(注6) 財団法人地球・人間環境フォーラム『日系企業の海外活動にあたっての環境対策(ベトナム編)』2002年3月、pp.44～45、70

(注7) 東洋経済新報社『アジア環境白書1997/98』pp.170～174